

Info  
1

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するために対象児童1人につき10万円を支給します。

## ■支給対象者

次の条件を両方満たす場合、対象となります。

- ①平成15年4月2日～令和4年3月31日までに出生した児童を養育する保護者
- ②児童手当受給者もしくは家計の中心者(父母等のうち所得が高い方)の所得が児童手当の所得制限限度額内の保護者

## ■給付金の受け取りに、申請が必要な人

- ①高校生相当年齢の児童のみを養育している保護者または、所属庁から児童手当を受給している公務員  
12月24日に通知を発送しました。内容を確認し、申請をお願いします。
- ②令和3年9月30日現在、住民票が菊川市にない児童を養育している保護者  
住民票が菊川市にない児童の世帯には通知が届きませんので、市までご連絡ください。2月28日までに申請を終えないと、給付金は支給されません。

## ■支給日

申請書が市に到着した日	支給日
1月14日(金)までの到着分	1月28日(金)
2月8日(火)までの到着分	2月22日(火)
2月28日(月)までの到着分 ※最終	3月22日(火)

**支給先** 申請書に記載された指定口座に振り込みます。  
※①・②以外の対象者(18歳以下の児童を養育している保護者)には、12月24日に振込済みです。

## ■令和3年11月～令和4年3月に生まれた児童を養育する保護者

- ①菊川市から児童手当を受給する保護者  
児童手当の認定申請時にご案内します。
- ②所属庁から児童手当を受給する公務員  
順次通知を発送しますので、届き次第、申請手続きをお願いします。

## 問い合わせ先

子育て応援課こども福祉係  
(プラザけやき内☎35-0914)

**受付日時** 平日 午前8時15分～午後5時  
※水曜日のみ午後7時まで

給付金の制度についての問い合わせは、  
内閣府コールセンター(☎0120-526-145)

**受付時間** 午前9時～午後8時  
※土日祝を含む

Info  
2

## 住民税非課税世帯への臨時特別給付金

さまざまな困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するものです。

**問い合わせ** 福祉課社会福祉係(プラザけやき内☎37-1123)

## ■支給対象世帯

- ①住民税非課税世帯  
令和3年12月10日時点において菊川市の住民であり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯  
※ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- ②家計急変世帯  
①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

## ■今後のスケジュール

- ①住民税非課税世帯  
1月末～2月上旬に、市から対象世帯へ確認書を送付します。確認書に記載された情報を確認の上、市へ返送してください。受付完了後、指定口座への振込を行います。
- ②家計急変世帯  
決定次第、市のホームページなどでお知らせします。

## 問い合わせ先

菊川市住民税非課税世帯等臨時特別給付金窓口  
(☎0120-100-654)

※上記窓口は1月24日(月)から開設します。